

新旧対照表

岡山県農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年8月27日付け組第297号知事通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和3年2月13日から適用する。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">岡山県農業負債整理関係資金基本要綱</p> <p style="text-align: center;">知 事 通 知</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成13年8月27日付け組 第297号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 <u>令和3年2月12日付け組 第266号</u></p>	<p style="text-align: center;">岡山県農業負債整理関係資金基本要綱</p> <p style="text-align: center;">知 事 通 知</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成13年8月27日付け組第297号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 <u>令和2年10月6日付け組第181号</u></p>
第1、第2 (略)	第1、第2 (略)
第3 1、2 (略)	第3 1、2 (略)
3 経営改善計画に関する意見等 (1) (略)	3 経営改善計画に関する意見等 (1) (略)
<p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)の審査にあたっては、地方運営会議の委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)の審査にあたっては、地方運営会議の委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

附 則(令和3年2月12日付け組第266号)

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。